

○北杜市の未来を語る集い開催要綱

平成29年6月12日

告示第55号

改正 平成31年3月29日告示第23号

令和2年3月24日告示第22号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民及び市内に活動の拠点を置く団体（以下「団体等」という。）と市長が、市政について語り合う北杜市の未来を語る集い（以下「語る集い」という。）を開催することにより、市民の声を反映した市政を推進するため、語る集いの開催に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催手続)

第2条 語る集いの開催を希望する団体等（以下「希望団体等」という。）は、語る集いの開催を希望する日の1箇月前までに、北杜市の未来を語る集い開催申込書（様式第1号）に参加者名簿を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する申込書の提出があった場合は、申込みの内容を確認し、及び語る集いの開催の可否に関し部局又は総合支所の長（以下「部局長等」という。）の意見を聴取した上、語る集いの開催を決定したときは、北杜市の未来を語る集い開催通知書（様式第2号）により希望団体等に通知するものとする。

3 語る集いの開催は、同一の希望団体等において各年度1回とする。

(開催場所)

第3条 語る集いの開催場所は、市内の施設とする。

2 前項に規定する開催場所は、希望団体等と協議の上、決定するものとする。

(開催日時)

第4条 語る集いの開催日時は、北杜市の休日を定める条例（平成16年北杜市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く日の午前10時から午後9時までの間のうち希望団体等と協議の上、決定するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第5条 第2条第2項の規定により通知を受けた希望団体等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 単なる要望、苦情等の行政相談、特定の個人又は団体の権利に関する事項
その他市政の推進に直接関係のない事項は取り上げないこと。
- (2) 放談等、騒ぎたてることをしないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、語る集いを妨害し、又は会場の秩序を乱すような行為をしないこと。

2 市長は、語る集いに参加する者が、前項に掲げる事項を遵守しないときは、語る集いを中止することができる。

(出席者)

第6条 語る集いには、市長又は部局長等が指名した職員が出席するものとする。

(庶務)

第7条 語る集いの庶務は、政策秘書部政策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第23号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月24日告示第22号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。